

鶴ヶ島市小規模事業の契約希望者登録制度（概要）

（登録申請をされる方へ）

1 趣旨

この登録制度は、鶴ヶ島市が発注する建設工事、修繕、業務委託、建設資材・物品購入等の契約のうち、入札参加資格者の申請をしていない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を対象にした登録名簿を作成し、積極的に見積参加業者の選定の対象とすることにより、市内事業者の受注機会を拡大しようとするものです。

ただし、この名簿に登録されたことで、見積参加や契約を約束するものではありません。

少額で内容が軽易な契約（小規模事業の契約）とは、次の契約をいいます。

・ 工事又は製造の請負	設計金額130万円以下
・ 財産（物品）の買入れ	設計金額80万円以下
・ 物件の借入れ（リース・レンタル）	設計金額40万円以下
・ 財産の売払い	設計金額30万円以下
・ 物件の貸付け	設計金額30万円以下
・ 上記以外のもの（委託業務等）	設計金額50万円以下

2 登録できる方

鶴ヶ島市内に主たる事業所を置き、入札参加資格者の申請（登録）をしていない方

3 登録できない方

- (1) 鶴ヶ島市内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店が有る場合等）
- (2) 成年後見人制度による被後見人・被保佐人及び破産者で復権を得ていない方
- (3) 入札参加資格者の申請（登録）をしている方

4 受付及び有効期間

(1) 受付

鶴ヶ島市役所総合政策部財政課契約担当において、随時、直接窓口又は郵送により、受け付けています。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 有効期間

登録日から登録取下げ日まで（原則取下げの申出がない限り、継続するものとします。）

※登録事項に変更等がありましたら、変更届又は取下げ届の提出をお願いします。

5 申請書類

別添の「鶴ヶ島市小規模事業の契約希望者登録申請書」により受け付けます。

6 その他の注意事項

- (1) 見積りに参加された場合の契約方法は、原則として複数の事業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。
- (2) 契約を締結することとなった場合は、原則として書面（契約書又は請書）により行います。この場合の契約保証金は免除とします。
- (3) 契約の履行は関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。
- (4) 登録者が業務に関し、不正又は不誠実な行為等を行った場合は、登録を取り消します。
- (5) この登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を高めるため一般に公開（ホームページ掲載等）しますので、あらかじめ御了承のうえ申請してください。

【登録申請書の書き方】

申請書に添付の記載例を参考にして、記入してください。

- 1 「住所又は所在地」は、主たる事業所の所在地（鶴ヶ島市内）を記入してください。主たる事業所が鶴ヶ島市内でないときは、申請できません。
- 2 「商号又は名称」は、法人の場合は登記上の商号を記入してください。個人事業主の場合は、通常使用している名称を記入してください。
- 3 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入してください。個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- 4 この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書（請書）・請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は、代表取締役印を、個人事業主の場合は、代表者印を押印してください。実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすいもの等は使用しないでください。
- 5 希望業種は、**5業種以内**であれば内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するに当たり、法的な許可・免許・登録等を要する場合はそれらを受けていなければ申請できません。
業種は簡潔かつ具体的に記入してください。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を希望業種欄の右欄に記入してください。
建設業許可・測量業者登録・建築士事務所登録を受けている方は、許可証・登録証明書の写しを添付してください。

【希望業種の記載例】

ブロック積工事、大工工事、左官工事、足場工事、塗装工事、造園工事、外壁吹付、土留め工事、とび工事、ネットフェンス設置工事、水道設備工事、畳製造・修繕、ふすま工事、壁紙貼付け、ガラス工事・修繕、門扉取付け、内装間仕切工事、家具工事、建具取付け、サッシ取付け、家電製品販売、スポーツ用品販売、金物・雑貨販売、砂利販売、コンクリートブロック販売、カメラ用品販売、パソコン販売、文房具販売、生花販売、種苗販売 等
・・・ここに記載した業種は、一例です。業種の書き方は問いません。
希望する業種を具体的に分かりやすく1枠に1業種のみ記入してください。

この制度について不明な点は、下記へお問合せください。

鶴ヶ島市役所 総合政策部 財政課 契約担当

電話 049-271-1111 内線415・418